

高知くらしの護身術

158

契 約

一方的に解除できない

(2010年2月2日掲載原稿)

「モノを買う」という行為は契約の最も基本的な形態です。コンビニでお菓子を購入することも契約です。

契約とは売り手と買い手の意思が合致したときに成立する約束の一種です。契約書がなくても口約束で契約は成立します。

契約が成立したら、お互いに約束をしたことを守る義務があります。一方的にやめたり、変更したりすることはできません。

契約する前に、よく考えてください。

①本当に必要なものかどうか。勧誘されてもいらないければきっぱり断りましょう

②支払えるかどうか。クレジット契約は借金なので無理な契約はしないようにしましょう。

いったん結んだ契約でも、やめたい時はどうすればいいでしょうか。

①お互いに話し合しましょう。契約を結んだ当事者間で「契約を解除する」ことが合意できればやめることができます。

②契約書等で内容を確認しましょう。契約書に、契約の変更や解除ができることを書いてあればやめることができます。

③クーリングオフは特定の販売方法で契約書を受け取ってから一定期間であれば無条件で契約自体がなかったことにできる制度です。通信販売やお店で購入した場合は、クーリングオフできませんので注意してください。

また、契約者が未成年者だったり、契約をするときの条件によっては、契約を取り消すことや解約することもできます。

悩んだり、困ったりしたときには、消費生活センターや市町村の相談窓口にご相談ください。